

判決文（抜粋）

各被告は法廷に於て夫々次の如く述べたり。

第十一被告

起訴事実第2項に関しては：

検挙を行ひたること、虐待を行ひたることは否認せるも「マンドル」に於て未だ警備隊に配属中2名の斬首を行ひたることを自認す。

起訴事実第4項に関しては：

否認しあり。

軍法会議は以下の諸点を考慮す。

被告は全員特警隊（海軍秘密警察）員にして集団起訴せられたること。

本件に適用せられたる条文は1946年官報第45号第10条にして、被告に対し起訴せる犯罪事實は特警隊の業務の範疇内にて行はれたること。

特警隊とは日本陸軍の秘密警察たる憲兵隊の同類にして西部「ボルネオ」地区に於て多くの戦犯行為をなしたることに對し第一級の責任を負はざるべからざること。

斯る事實は既に一般の良く知れることなるを以て別段証拠は必要せざること。

然し乍ら法廷に於て読み上げられたる証人の証言からも、TKTが検挙を行ひ、虐待拷問を行ひ、終には閩印の他地区に於ても類例のなき程の大規模なる大量殺戮を行ひたることは明らかなること。

第一被告は「ボンチャナック」警備隊長兼特警隊長としてTKTに依り戦犯行為が行はれたることを知りみたる上、多くの場合之に自ら命令を与へたり（処刑、及慰安所用に婦女を採すこと）

第一被告は検挙及び之に伴ひたる処刑は反日陰謀団の摘発に端を発し実行せられたることを認めたるも、陰謀団の存在せることに關しては全然明らかにされず、十分に立証されあらず。

即ちTKT副隊長「山本ソウ」の公判に於ても、又本法廷にて読み上げられたる日本人証人「橋本正次」、

「小坂マサジ」、「北田カゲタカ」、「松浦ヨー」の証言からも之等陰謀団に関しては何等知るところなく、  
喧伝せられたるが如き反日陰謀団は認められざりし旨述べられあること、

本軍法会議の直ちに考え得ることは、秘密に「ラヂオ」器具や兵器を所有してゐたもの、及び反日的流言を  
伝播せる者は実在してゐたと想像し得るも、然し之だけで反日陰謀団が実在せる証拠とはならず、約1,200  
0名に及ぶ人間を何等の裁判形式を履まずに処刑する理由は全然成立せざること。

起訴事実挙げられたる虐待、拷問は第一被告を始め其の他の被告に依り否認せられあるも、法廷に於て読  
み上げられたる証人証書は明らかに反証を挙げあるを以て、之等の否認は何の意味もなきこと、

被告に対する売淫を強制する為に婦女子を連行せりと言う起訴事実は各被告共否認し、之等婦女子は全く自  
由意志に依り慰安婦となりたりと称しあること、

本会議は本件に関しては他の占領地区に於てありたる如く占領者に対し自由意志を以て斯る行為を行ひたる  
婦女子のありたることは疑はざるも、法廷に於て読み上げられたる証言に依れば、猶多数の婦女がTKTに依  
り総ゆる乱暴なる手段にて脅迫され強制せられたることも事実なりと思考す。

故に本会議はTKTなる一団体が各被告間に程度の差こそあれ何れも団体として起訴事実に対し責任あるべ  
き事は充分立証せられたり。

次に軍法会議は各被告個々の関係せる起訴事実につき検討せん。

#### 十一被告に関しては

##### 第

本被告は法廷にて読み上げられたる証人、Tjoa EK Tian 及 Tio Plak Ilangの証言を否認せるも  
被告が検挙者の虐待、拷問に参加せることは確実なり。

又彼は2名を斬首せることを認め、本件は未だ警備隊に居りし時のことなる旨述べあり。

次に各証言は相互間に符合しあるを以て前述考慮せる如く各被告が犯せる犯罪を十分に立証し得るものなり。

又前掲の証言に挙げある事実は何れも戦争犯罪の範疇に入るべきものにして、少くとも官報44号一条及4  
5号第四条に掲げられたる戦争の法規、慣習への違反行為なるを以て各被告は有罪の判決を受けざるべからず。

更に被告の弁護人はその弁論に於て事件に関して、感情に従つて ————— 詳細なる説明を行ひしも本会

「小坂マサジ」、「北田カゲタカ」、「松浦ヨー」の証言からも之等陰謀団に関しては何等知るところなく、喧伝せられたるが如き反日陰謀団は認められざりし旨述べられあること。

本軍法会議の直ちに考え得ることは、秘密に「ラヂオ」器具や兵器を所有してゐたもの、及び反日的流言を伝播せる者は実在してゐたと想像し得るも、然し之だけで反日陰謀団が実在せる証拠とはならず、約1、200名に及ぶ人間を何等の裁判形式を履まずに処刑する理由は全然成立せざること。

起訴事実挙げられたる虐待、拷問は第一被告を始め其他の被告に依り否認せられあるも、法廷に於て読み上げられたる証人証書は明らかに反証を挙げあるを以て、之等の否認は何の意味もなきこと。

被告に対する売淫を強制する為に婦女子を連行せりと言う起訴事実は各被告共否認し、之等婦女子は全く自由意志に依り慰安婦となりたりと称しあること。

本会議は本件に関しては他の占領地区に於てありたる如く占領者に対し自由意志を以て斯る行為を行ひたる婦女子のありたることは疑はざるも、法廷に於て読み上げられたる証言に依れば、猶多数の婦女子がTKTに依り総ゆる乱暴なる手段にて脅迫され強制せられたることも事実なりと思ふ。

故に本会議はTKTなる一団体が各被告間に程度の差こそあれ何れも団体として起訴事実に対し責任あるべき事は充分立証せられたり。

次に軍法会議は各被告個々の関係せる起訴事実につき検討せん。

#### 十一被告に関しては

##### 第

本被告は法廷にて読み上げられたる証人、Tjoa EK Tian 及 Tio Plak Ilangの証言を否認せるも被告が検挙者の虐待、拷問に参加せることは確実なり。

又彼は2名を斬首せることを認め、本件は未だ警備隊に居りし時のことなる旨述べあり。

次に各証言は相互間に符合しあるを以て前述考慮せる如く各被告が犯せる犯罪を充分に立証し得るものなり。

又前掲の証言に挙げある事実は何れも戦争犯罪の範疇に入るべきものにして、少くとも官報44号一条及45号第四条に掲げられたる戦争の法規、慣習への違反行為なるを以て各被告は有罪の判決を受けざるべからず。

更に被告の弁護人はその弁論に於て事件に関して、感情に従つて——詳細なる説明を行ひしも本会

議は弁護人の述べたる事実は何等の証拠なきを以て弁論には一顧も与えず。

次に被告に課すべき刑量に就き考察するに、

前述の如くTKTは「ボルネオ」に於て数多くの戦犯を犯せる責任を先ず第一に課せられるべきこと、

TKTは日本人特有の秘密警察組織の方法で業務を行ふに当り何物、何人に対しても、尊敬を払わず人々を無慈悲、残酷なる方法で検挙、拷問し、反日陰謀団の容疑の下に之を死に至らしめたるも之等容疑者の犯罪を証明すべき証拠に関しては完全に之を集めることを怠りたり。

其の為何百人もの人は自白を強いられて耐え難き拷問をかけられ終には処刑せられたるものなり。

其の結果何等の罪なきもの迄が、妻子を後に残して生命を奪はれたり。

而も斯るTKTの採りし方法は、之等の処刑が日本の戦争遂行に何等の必要なかりしことなる点一層非難すべきものにして、又斯るが故に何等の合法性を認め得ず。

斯る最大級の野蛮なる振舞ひをしても住民を絶えず恐怖におののかしむるには未だ足りずとて、敵は婦女子を慰安所に入れて之に売淫を強制することに依り犯罪を重ねたり。

斯る嫌悪すべき行為を為したるTKTに対しては極刑を以て臨まざるべからず。

然し乍ら軍法会議は被告の中、TKTの戦犯行為に僅かしか関係なきものに対しては之等被告が戦時に於ける軍人たりし事実を斟酌し、若干の寛大さを以て臨まんとす。

唯、第十一被告に関しては、彼は斬首を行ひしも之は警備隊に配属中のことにして特警隊員として犯せるものに非らざる旨明らかとなりたる点を考慮し

又TKTは恣意に死刑執行を行ひ得る機関なる点及TKTに執行者として警備隊から人員を補充せる点に鑑み、警備隊の兵には或る程度の強制力が加わりたることを斟酌し本軍法会議は第十一被告に対しては極刑は課すべきに非ずと判断するものなり。

前述の条項以外に猶、1946年官報第45号第9条及同第47号23、34及び35条に基き、

各被告は夫々後述の如き戦犯行為を犯せしを以て次の如く判決す。

